

新ストップ! 過労死 全国ニュース 第8号



発行：過労死等防止対策推進全国センター

◆東京事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷2-27-17

ICNビル2階 川人法律事務所内

TEL：03-3813-6909 FAX：03-3813-6902

◆関西事務局

〒530-0051 大阪市北区西天満4-4-18

梅ヶ枝中央ビル7階 いわき総合法律事務所内

TEL：06-6364-3300 FAX：06-6364-3366

◆HP：<http://www.stopkaroshi.net/>

【巻頭挨拶】 一労働行政の改善が急務である一

過労死防止等対策推進全国センター代表幹事

過労死弁護団全国連絡会議幹事長 川人 博

6月に厚労省より発表された平成30年度過労性疾患（脳・心臓疾患、精神疾患・自殺）の労災認定状況報告によれば、平成30年度は過去5年間のなかで、労災認定数が最も少なく、かつ、労災認定率も最も少なくなっています。他方で、新規の労災申請数は、精神疾患を中心に増加しています。この数字は何を意味しているのでしょうか。私の代理人としての実務体験から言っても、労災認定数や認定率が低くなっていることには全く納得ができません。申請案件の業務起因性が弱まっているのではなく、厚労省・労働局・労基署が業務上認定を少なく抑えようとしていると考えざるを得ません。

現在の労働行政のなかで次のような重要な問題点が浮き彫りになっています。

- 1 実労働時間を過少に認定する傾向が強い。特に、出張業務・自宅業務などの社屋外労働において社会常識から著しく乖離した認定が行われている。
- 2 深夜勤務・不規則勤務などの過重性を評価せず、これらに従事する労働者について、日中労働者と同様の基準で労働時間の過重性を判断している。
- 3 複数の職場で働く労働者の労働時間規制を放置し、かつ、過労性疾患や過労死が発生してもその過重性を個々の職場ごとに切り離して判断している。
- 4 精神疾患罹患者に業務上の過重な心理的な負荷がかかっても、通常の健康な労働者であれば労災として判断すべき負荷があっても、労災として認定しない。
- 5 高齢者、様々な障害を有する労働者については、通常の労働者と同じ基準（労働時間規制等）でなく、より労働時間の短縮等を配慮すべきにもかかわらず、そのような監督行政が行われず、また、労災が発生しても通常の労働者と同じ基準で判断している。



- 6 海外で働く労働者に対して、実質的に日本の本社から具体的な業務命令が出されている場合にも、その労働時間規制が行われず、過重労働の結果、過労疾病・過労死が発生しても労災補償の対象としていないケースが多い。
- 7 発症時・発病時から遡って7か月以前の負荷を考慮しない。最高裁判例では、1年以上の負荷を考慮しているにもかかわらず、これを無視している。
- 8 労災申請があった場合、業務上外の判断を申請後6か月（脳・心臓疾患）または8か月（精神疾患・自殺）以内に行うべきとする厚労省の通達があるにもかかわらず、全体として遅滞の傾向にあり、2年以上も待たされた例がある。
- 9 現行の労災認定基準は、脳・心臓疾患の基準策定から18年経過し、精神疾患・自殺の基準策定から8年経過している。この期間に、パソコン・スマホの普及など勤務形態に変化が生じ、また、新たに多くの医学的知見・科学的知見などが生まれており、これらの要素を取り入れ、速やかに現在の職場の状況に見合う認定基準を策定すべきである。

<目次>

- 過労死等防止対策の推進について・・・・・・4
久知良 俊二（厚生労働省労働基準局総務課長・過労死等防止対策推進室長）
- 過労死認定基準の改定に向けた活動報告について・・・・・・5
平本 紋子（弁護士）
- 過労死110番の結果・・・・・・7
川人 博（過労死防止等対策推進全国センター代表幹事・弁護士）
- 全国過労死を考える家族の会活動報告・・・・・・7
～「働き方改革」より過労死対策を万全に！ 過労死根絶を願い「語りべ」になって
寺西 笑子（全国過労死を考える家族の会代表世話人）
- 過労死防止学会第5回大会報告・・・・・・8
～「働き方改革」関連法制定1年、いま再び長時間労働を問う～
黒田 兼一（明治大学名誉教授・過労死防止学会代表幹事）
- 森岡孝二先生追悼のつどい、盛大に開かれる・・・・・・9
岩城 穰（過労死防止等対策推進全国センター事務局長）
- 過労死防止北海道センター設立・活動のご報告について・・・・・・11
皆川 洋美（弁護士）
- 岐阜過労死をなくす会設立について・・・・・・11
坂 至正（岐阜過労死をなくす会）

◆特集1 2018年度 各地の過労死防止啓発シンポジウム（続報）

- 【①北海道】北海道での過労死等防止対策推進シンポジウム2018のご報告・・・・・・13
皆川 洋美（弁護士）
 - 【②栃木】過労死等防止対策推進シンポジウム栃木会場報告・・・・・・14
石田 弘太郎（弁護士）
 - 【③千葉】過労死等防止対策推進シンポジウム千葉会場の報告・・・・・・14
中林 正憲（働くもののいのちと健康を守る千葉県センター）
 - 【④神奈川】神奈川での過労死等防止対策推進シンポジウム報告・・・・・・15
永田 亮（弁護士）
-

- ・【⑤石川】シンポに参加した若い保健師の感想・・・・・・・・16
川上 仁志（働くもののいのちと健康を守る石川センター事務局）
- ・【⑥長野】シンポジウムの長野会場の報告・・・・・・・・16
服部 壽一（働くもののいのちと健康を守る長野センター事務局長）
- ・【⑦愛知】シンポジウム愛知会場の報告・・・・・・・・17
岩井 羊一（弁護士）
- ・【⑧兵庫】過労死等防止啓発シンポジウム兵庫会場の報告・・・・・・・・18
今西 雄介（弁護士）
- ・【⑨香川】過労死と職場のハラスメント：過労死等防止対策シンポ・・・・・・・・19
藤本 隆英（弁護士）
- ・【⑩高知】過労死等防止対策推進シンポジウム高知会場の報告・・・・・・・・20
谷脇 和仁（弁護士）
- ・【⑪大分】大分シンポ報告・・・・・・・・20
藤崎 千依（弁護士）
- ・平成30年度過労死等防止対策推進シンポジウム・・・・・・・・21

◆特集2 2018年度 各地の過労死防止啓発授業（続報）

- ・【北海道】啓発授業講師を経験して・・・・・・・・22
村山 百合子（北海道過労死を考える会）
- ・【東京】遺族の講師の報告・・・・・・・・23
渡辺 淳子（東京過労死を考える家族の会）
- ・【東京】中学生及び高校生を対象にした啓発授業・・・・・・・・24
須田 洋平（弁護士）
- ・【愛知】過労死防止啓発授業に参加して・・・・・・・・24
森 悠（弁護士）
- ・【大阪】過労死防止啓発授業の感想・・・・・・・・25
山中 有里（弁護士）
- ・【兵庫】啓発授業の講師を経験して・・・・・・・・26
神田 季世子（社会保険労務士）
- ・【愛媛】啓発授業を担当して・・・・・・・・27
長井 偉訓（愛媛大学名誉教授）

過労死等防止対策の推進について

久知良 俊二

厚生労働省労働基準局総務課長
過労死等防止対策推進室長

過労死等防止対策推進全国センターの皆様におかれましては、日頃より労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、7月9日付けで厚生労働省労働基準局総務課長・過労死等防止対策推進室長に着任いたしました。今後とも、皆様とともに、過労死防止に向けて全力を挙げて取り組む所存です。で、よろしくお願いいたします。

さて、過労死を二度と繰り返してはならないとのご遺族の方々の強い思いを受けて制定されました過労死防止対策推進法は、施行から約4年半経過し



ました。この間、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(以下「大綱」という。)に基づき対策を進めてきている中でも、働き過ぎによって貴い命が失われたり、心身の健康が損なわれるといった、痛ましい事態が後を絶たない状況にあります。

政府としては、引き続き実効ある対策を推進し、過労死ゼロの実現に向けて取り組むこととしております。

そこで、始めに、国における過労死等の防止のための主な取組について御紹介いたします。

昨年、働き方改革関連法の成立により、雇用対策法が「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(以下「労働施策総合推進法」という。)に改正され、同法に基づき昨年12月28日に「労働施策基本方針」が閣議決定されました。この基本方針には、昨年7月24日に変更の閣議決定した大綱に定める長時間労働の是正、過労死等の防止、自動車運送業や医師などの業種等の特性に応じた労働時間対策の推進、産業医・産業保健機能の強化、職場のハラスメント対策などが労働施策に関する基本的な事項として盛り込まれています。そのほか、商慣行の見直しや取引環境の改善など、過労死防止

や労働条件の改善にとって重要な施策も盛り込まれています。

労働基準監督署(都道府県労働局・労働基準監督署)としては、この基本方針及び大綱に基づき、長時間労働の削減に向けた取組の徹底、過重労働による健康障害の防止対策、メンタルヘルス対策・ハラスメント防止対策について、引き続き重点的に取り組んで参ります。

また、本年4月から働き方改革関連法により改正された労働基準法等が順次施行されたところです。この法改正の主な内容は、時間外労働の上限規制、年次有給休暇の時季指定による年間5日の付与義務、勤務間インターバル制度導入の努力義務、すべての労働者の労働時間の状況の客観的な方法による把握義務など、長時間労働の是正や過重労働による健康障害防止のために重要な措置が定められており、その制度の周知徹底と適正な運用が図られることが重要です。そこで、全国の労働基準監督署に労働時間相談・支援コーナーを設置するなど体制を整備するとともに、中小事業主に労働時間管理のノウハウ等のコンサルティング等を行う働き方改革推進支援センター(全都道府県に設置)や商工団体とも連携を図りつつ、改正法令の周知、助言及び

指導に取り組んで参ります。

併せて、時間外・休日労働が月80時間を超えていると考えられる事業場への指導の徹底、違法な長時間労働が複数の事業場で行われた企業のトップに対する指導及びその企業名の公表に加えて、今年1月から裁量労働制の不適正な運用により長時間労働(月100時間以上の時間外・休日労働)を行った事業場の企業のトップに対する指導とその企業名の公表を行う取組などを実施しています。

また、来年4月からの中小企業への時間外労働の上限規制の適用に向けて、公正取引委員会や中小企業庁と緊密に連携して、大規模・親事業者の働き方改革の取組が下請等中小事業者へ「しわ寄せ」を生じさせることのないよう要請するとともに、都道府県労働局・労働基準監督署において下請事業者の労働関係法令違反の背景に下請法違反が疑われる場合は、公正取引委員会や中小企業庁へ通報を行うなど、政府を挙げて大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための取組を推進して参ります。

さらに、新たにパワーハラスメント防止のための措置を設けるよう改正された労働施策総合推進法及びセクシュ

アルハラスメント等の防止対策が強化された改正男女雇用機会均等法等が、来年4月から順次施行される予定です。これらの法改正について、円滑な施行に向けて周知を図りつつ、引き続き現行法制度の下でもハラスメントは行つてはならないことを啓発するとともに、ハラスメント防止のための相談体制の整備等を図るよう企業に指導するなど、過労死等に結びつきかねない職場におけるハラスメントの防止に取り組んで参ります。

これまで大綱に基づき、過労死等が多く発生している又は長時間労働者が多いとの指摘がある7つの重点業種等を対象に、過労死等の実態を把握するための調査研究を行つてきており、昨年度で一巡しました。昨年度は建設業とメディア業界を対象として、過労死等事案の分析から過労死等の要因等について調査するとともに、企業・労働者等からのアンケート調査を実施しました。この調査結果は今年度の過労死等防止対策白書で報告する予定です。

今後は、大綱の方針に基づき7つの重点業種等について、一定期間を周期として定期的に調査し、結果を経年比較する取組を進めて参ります。そこで、今年度は全業種の企業及び労働者、法人役員、自営業者を対象として調査を

実施し、前回調査時との経年比較も含めて分析することとしています。その結果は、来年度の白書で報告する予定です。

次に、過労死等防止対策推進法に基づき国が取り組む重点対策のうち、民間団体の活動に対する支援に係る委託事業の取組状況について御紹介いたします。

過労死等防止対策推進全国センターの皆様にも多大な御協力を頂き、11月の過労死等防止啓発月間を中心に、昨年も全ての都道府県、48か所において「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催することができましたことを、この場をお借りして御礼申し上げます。今年も、皆様のご協力をいただきながら、さらに多くの方々に過労死等の防止に関する理解を深めていただけるよう、11月を中心に全都道府県でシンポジウムを開催することとしています。

また、過労死弁護士全国連絡会議や全国過労死を考える家族の会等の皆様に講師としても御協力をいただいて実施している「過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業（中学、高等学校等への講師派遣支援事業）」につきましても、多くの学校に関心をもっていたいただき、昨年度は予定していた150回を大きく上回る190回の

授業を実施いたしました。生徒・学生にとつては、過労死等をはじめとする労働問題や労働条件の改善に対する理解を深めてもらう貴重な機会として、多くの学校関係者から評価を得ていますので、今年度は実施回数を拡充し、多くの学校に啓発教材として活用いただけるよう取り組んで参ります。

全国過労死を考える家族の会の皆様に御参画、御協力をいただき、厚生労働省の委託事業として「過労死遺児交流会」を開催しております。今年度も8月に開催する予定です。イベント等を通して子供たちの心身のリフレッシュを図るとともに、遺児や保護者を対象とする相談等を行うなど、交流会に参加される方々にとって有意義なものとなるよう、努めてまいります。これら委託事業につきまして、より充実した取組となるよう、引き続き皆様の御協力のほど、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、過労死等防止対策推進全国センターの今後の益々のご発展を祈念申し上げます。今後も皆様との連携を密にしながら、働き過ぎによつて心身の健康が損なわれることのない社会づくりに向けて一層の取組を進めて行くことをお約束申し上げます。私の挨拶といたします。

過労死認定基準の改定に向けた活動報告について

平本 紋子
弁護士（東京）

1 現在、脳・心臓疾患の過労死（過労疾患）や過労自殺（精神障害）の労災認定は、厚生省が定めた認定基準（脳・心臓疾患については2001年12月に策定、精神障害等については2011年12月に策定）に基づいて行われていますが、現在の認定基準には、策定後に蓄積された裁判例や医学的知見等が十分に反映されておらず、いまだ多くの問題を抱えた内容となっています。

2 そこで、過労死弁護士全国連絡会議は、2017年9月の全国総会において、これら認定基準の改定意見書を作成することを決め、プロジェクトチームを発足しました。私は、脳・心臓疾患の認定基準改定プロジェクトチームの事務責任者として、活動を進めてきました。そして、2018年5月23日には過労死弁護士全国連絡会議が改定意見書を発表し、厚生省の



議連勉強会の様子

認定対策室に申し入れるとともに、記者発表しました（認定基準の改定意見書のポイントについては、過労死防止全国センターニュース第6号の岩城穰弁護士による寄稿をお読み頂ければと思います。）。

その後も、過労死弁護士全国連絡会議は、認定基準の改定に向けた活動を続けてきました。

3 まず、2019年3月4日には、「過労死等防止について考える議員連盟」と過労死弁護士全国連絡会議の弁護士らで、認定基準の改定意見書についての勉強会を開催しました。勉強会では、認定基準の改定意見書の中味だけでなく、現場における認定基準の運用の問題点（特に最近、労働時間を著しく過少に認定し業務外とされている事実が増えており、また、脳・心臓疾患については、労働時間以外の負荷要



議連勉強会の様子

因の総合評価が適切になされず業務外となつていきます。）などを共有しました。勉強会には、過労死遺族の方にもご参加頂き、遺族としての思いもご発言頂きました。そして、この勉強会以降、議員連盟の薬師寺みちよ議員、石橋みちひろ議員、大西けんすけ議員らが、国会質問で認定基準の改定の必要性などを訴えてくださりました。こうした議員連盟の動きは、認定基準の改定に向けた大きな後押しとなっております。

4 また、改定意見書の提出から約1年後の2019年5月31日には、過労死弁護士全国連絡会議と厚労省の認定対策室が、認定基準の改定に向けた取り組みについて、意見交換会を行いました。厚労省は、平成30年度の委託

事業として、脳・心臓疾患に関する労働時間以外の負荷要因についての医学的知見の収集をおこない、国内・国外を問わず130本以上の医学文献を収集した報告書が届いているとのことでした（平成30年度「業務上疾病に関する医学的知見の収集に係る調査研究報告書」）。厚労省は、今年度も委託事業として、脳・心臓疾患について、属性（基礎疾患、年齢など）に応じた比較研究等の収集を行う予定であり、これら報告書の中味を精査して検討した結果、改定作業に必要な専門検討会を開く可能性はあるとのことでした。過労死弁護士全国連絡会議からは、①脳・心臓疾患の認定基準だけではなく、精神障害等の認定基準についても、並行して改定の必要性についての検討を進めてほしいこと、②認定基準の改定のみならず運用の見直しも必要であり、基準の改定に先立ち、適切な運用のための通達を出すこと等も検討すべきであること、などについて意見を述べました。

5 さらに、2019年6月13日に開かれた議員連盟の総会には、厚労省等の関係省庁と共に、過労死弁護士全国連絡会議からも数名が出席し、認定基準の改定の必要性について、意見を述べる機会を頂きました。厚労省は、

議員連盟の総会の場合でも改めて、今後上記委託事業の報告書の中味を精査して検討した結果、改定作業に必要な専門検討会を開く可能性はあるという方針を示しました。

しかし、裁判例等に照らせば、現時点でも認定基準やその運用に多くの問題点があることは明らかであり、医学的知見も集積しています。よって、過労死弁護士全国連絡会議からは、できる限り速やかに専門検討会を開催すべきである旨を、改めて強く要請しました。

6 このように、一歩ずつではありませんが、厚労省も認定基準の改定に向けた検討や議論を進めている状況にあります。今後も、過労死弁護士全国連絡会議は議員連盟とも連携しながら、認定基準の改定を厚労省に求めていく活動を続けていきたいと思っています。

また、過労死弁護士全国連絡会議としては、現段階でも労災認定手続や行政訴訟において改定意見書に基づく主張を積極的に行い、認定基準の問題点を明らかにするような裁判例（認定例）を積み重ねて行く努力をしていく必要があります。

過労死110番の結

果

川人 博

過労死防止等対策推進全国センター
代表幹事 弁護士（東京）

1988年6月に「過労死110番」全国一斉相談を始めて以来、今年で満31年となります。こうした中で、今年6月15日に全国34都道府県において「過労死・パワハラ・働き方改革110番」全国一斉電話相談を実施し、200件以上の深刻な相談が寄せられました。

・夜勤の仕事だが、業務終了後の昼間の時間帯に会議で呼び出されるので、睡眠が十分にとれない。

・調理の仕事をしているが、多くの人数の食事を作らなければならず、朝早くから夜まで働き続け通勤途上で疲れから転びそうになった。

・建築関係の仕事を行っているが月の残業時間が80時間以上である。大変きつい。国からの規制もあって納期が厳しい。働き方改革を言っている総務の人たちだけが定時に帰っている。

・今年から中学教員になった娘が、毎

日朝6時半出勤、夜10時過ぎ帰宅で疲れ切っている。

・コンビニのオーナーだが、長時間労働であり、健康も害している。人が足りないもので休むこともできない。

・海外の工場に派遣されていた部長が、長時間労働等が原因で心筋梗塞により死亡した。

・年間800時間〜1000時間超の残業をしているが、残業代も支払われず、上長のパワハラもあり、うつ病になった。

・夫が、長時間労働と社内での人間関係のトラブルが原因で自殺した。子供たちも小さく、住宅ローンを抱えているので、この先の生活が不安である。

・上司から殴る蹴るの暴行を受け、今は休職している。暴行をはたらいた上司はそのまま働き続けている。

毎年毎年新しいご遺族の方々から相談を受けて、新たな被害に接し、そのたびに一刻も早く「過労死ゼロ」の社会を実現したいと痛切に感じています。

過労死・過労疾病の被災者やその遺家族の補償、救済も大切です。

その補償を行うために定められた現行の労災認定基準は、現実の過重労働の実態に即して、医学的知見や判例等

に基づき見直すことが求められています。

過労死弁護団全国連絡会議は、2018年5月にこれらの労災認定基準の改正を求めてその具体的な内容を意見書としてまとめ、厚生労働省に提出しました。そして、2019年5月には、同弁護団と厚生労働省の担当部局との間で意見交換が行われました。

同弁護団からは、労働時間認定の適正化、深夜交替制勤務の過重性の評価、複数職場での過重労働、精神疾患患者の症状が悪化した場合の認定等、多岐にわたる労災認定基準の改正案を提起しました。

労災認定基準の改正は、被災者・遺族の救済問題にとどまらず、過労死や過労疾患を予防していくためにも重要なテーマであり、今後とも関係者が取り組みを進めていくことが重要です。

全国過労死を考える

家族の会活動報告

「働き方改革」より過労死対策を万全に！ 過労死根絶を願う「語りべ」になって

寺西 笑子

全国過労死を考える家族の会
代表世話人

1 「働き方改革」より過労死対策を万全に！

わたしたちは、かけがえのない家族を過労死で奪われた経験者です。なぜ死ぬほどまで働いたのか真相究明するなかで、おもな原因となる恒常的な長時間残業や深夜労働、常に仕事に追われるため休憩時間、休日がとれない環境で抱えきれないほどの仕事量と大きな責任、それに対する低い評価、指導を越えた叱責やハラスメント、人格否定など、周りの人も異常な働き方になつたか、どこにでもあるというような認識をもっています。そうした状況が蔓延し真面目で責任感が強い人が過労死・過労自死へ追い込まれているケースが後を絶ちません。過労死に歯止めをかけ、二度と繰り返さない社会

にしたい、との強い思いで、過労死防止法を成立させ5年経ちました。昨年、過労死防止対策推進協議会において見直しがおこなわれ、(故)森岡先生を中心に実効性ある中身になるよう、我々側の有識者と家族会の協議会委員は積極的意見を述べてきました。同時に、国会において「働き方改革」関連法の白熱した議論がなされ、全国家族の会は野党側の参考人として招聘され(衆・参)予算委員会公聴会(衆・参)厚生労働委員会において、過労死の実態と労災認定の壁、過労死を生み出す課題と改善、過労死の教訓を予防に活かすことを訴えました。厚生労働政務官および厚生労働大臣と面談し遺族の率直な思いを訴えましたが、働き方関連法案は採決の方向へ進みました。さらなるは、方針を打ち出した安倍総理へ面談要請しましたが、家族の会とは「会う立場にない」と聞く耳を持つてもらえず、やむなく官邸前で座り込みを実行しました。なぜなら、今でさえ柔軟な働き方先取りや濫用の実態があり、働き方改革関連法が成立すればさらに過労死が増えることが目に見えているからです。「働き方改革」という名の柔軟な働き方改革を通す前に、まず過労死防止対策を万全にし、過労死をゼロにしてから考えるべきで

す。この提言に対し、安倍総理の答えは確認することができませんでした。

2 語り部になって

過労死防止法に則って、過労死防止啓発活動が定着し、毎年11月におこなわれる「過労死防止月間啓発シンポジウム」や中学生、高等学校、大学生、専門学校へ赴いている過労死防止啓発授業は、過労死弁護団の先生と共に遺族が参加し過労死問題に理解を深めてもらうため、みずからの体験を語る「語り部」になって、命の大切さを訴えています。しかし自分が体験したことを語るのには、誰にでもできるものではありません。それには必ず大切な家族が元気づけたときのことや過労死する働き方の実態をリアルに伝えるため、亡くなったときの状況が思い出され辛い記憶が蘇ってくるからです。それでも過労死は他人事ではなく、いつ自分の身に起こるかもしれないことへの理解を深めてもらいたいお母さんで、「語り部」になって、社会へ警鐘を鳴らしています。わたしたちは過労死の原風景を忘れてはならないと考え、過労死の記憶や教訓を過労死根絶のために役立てたい強い気持ちで大切な役割を担っています。

過労死防止学会第5

回大会報告

「働き方改革」関連法制定1年、いま再び長時間労働を問う」

黒田 兼一

明治大学名誉教授
過労死防止学会代表幹事

多方面から多くの問題点が指摘されながらも、昨年(2018年)6月29日、参議院本会議で「働き方改革関連法」が強行採決された。国会の傍聴席で、家族の会の方々が、夫、息子や娘の遺影を掲げて涙を浮かべながら抗議していたが、その涙はたんに悔しさだけではない。この国の働くことをめぐる暗澹たる状況を少しでも改善しなければならぬという強い意志でもあったと、私には思われる。

あれから1年、日本の長時間労働と過労死・過労自殺の状況は改善されたのだろうか。強行採決されたわずか1ヶ月後に、過労死防止学会の代表幹事だった森岡孝二氏が急逝された。本年(2019年)5月25日(土)26日(日)の2日間、過労死防止学会

は第5回大会を京都・龍谷大学深草キャンパスで開催したが、事実上、森岡氏を追悼する大会となった。統一テーマも、プログラム委員会は、迷うことなく、「『働き方改革』関連法制定1年、いま再び長時間労働を問う」とした。

初日(25日)の午前中、"まともな働き方をしていない企業の経営者に問う"として、龍谷大学の京都産業学ゼンターとの共催でS社の社長・佐々木智一氏による講演がおこなわれた。「働きやすい職場づくりは経営者の姿勢と努力から」との熱い語りであった。午後からは、「『働き方改革』関連法制定1年、各分野から成果と課題を問う」として、家族の会、メディア関係



第5回大会の様子

法学者による特別シンポジウムがおこなわれた。自身の子どもを亡くした母親として西垣廸代氏（全国過労死を考える家族の会兵庫代表）が、「働く人の人権・生存権を守ることが、真の働き方改革であり、労働時間の短縮への実効ある規制が求められている」と主張された。阪本輝昭氏（朝日新聞記者）は、朝日新聞創刊以来の「過重労働、過労死」問題の記事を渉猟し、時代背景の変化と過重労働の報道記事の関連性を問い、メディアの責任と課題を話された。脇田 滋氏（元龍谷大学教授）は、「働き方改革法」の労働時間規制の特徴と問題点を論じ、EUや韓国の事例を紹介しながら「健康で働く権利」実現に向けた課題を語られた。

2日目は、早朝より、いま社会的に関心が集まっている「コンビニ24時間営業」問題を含む5つの分科会が、またそれとは別に「森岡孝二研究」の特別分科会がもたれ、総勢21人による報告と活発な議論がおこなわれた。

2日目の午後からは統一テーマ共通論題シンポジウム『働き方改革』関連法制定1年、職場の健康その実態を問う』として、医療と労働科学、ハラスメント研究から問い直す報告がおこなわれた。金子雅臣氏（職場のハラスメント研究所所長）は、ハラスメント

の規制法が決まったが、重要なことは「職場の人権侵害」について「自社で許されてきた人権侵害的言動を共通基準で見直すことだ」と主張された。天笠 崇氏（精神科医、代々木病院）は、働き方改革関連法で時間外労働の規制がなされるようになったが、「月100時間、年間720時間、6ヶ月平均80時間」は国が定めた最長限度であり、「特別延長時間をより短く締結させることが重要」と主張された。

佐々木司氏（大原記念労働科学研究所）は、勤務間インターバルと過労死問題を、外国の研究成果を交えながら、疲労回復に必要なレム睡眠を十分にとるためには7・5時間の睡眠が不可欠であると説き、そのためには勤務間インターバルは16時間が必要であると力説された。

大会は約160名が参加され、その全員が森岡氏の遺志をしつかりと受け継いで、過労死のない社会実現にそれぞれ努力しあうことを確認する熱い大会となった。

森岡孝二先生追悼のつどい、盛大に開かれる

岩城 穰
過労死防止等対策推進全国センター
事務局長 弁護士（大阪）

1 昨年8月1日、当過労死防止全国センターの共同代表で、過労死問題の研究と救済・予防に巨大な足跡を遺された森岡孝二先生（関西大学名誉教授）が急逝されました。

当初はただ茫然と立ちすくんでいた私たちでしたが、「このままではない」と、同年9月3日、森岡先生と関わりのあつた有志の人たちに声をかけて追悼実行委員会を発足させ、①追悼のつどいの開催に向けた準備と②追悼記念誌の製作を開始しました。

2 「森岡孝二先生を追悼するつどい」は2月23日、「シティプラザ大阪」で開かれました。第1部の追悼レセプション「森岡孝二の描いた未来——私たちは何を引き継ぐか」は、大阪過労死家族の会代表の小池江利さん、弁護士清水亮宏さんの司会のもと、青木圭介さん（京都橘大学名誉教授）の心

のこもった開会あいさつ、参加者全員による黙祷、森岡先生を振り返る20分間のビデオ上映に続いて、毎日新聞新潟支局長の東海林智さんが感動的な記念講演をしてくださいました。

続いて、森岡先生が関わってきた主な団体や取り組みで共に活動した10人の方々（敬称略）によるパネルディスカッションを、私がコーディネーターとなつて行いました。

(1) 川人 博（過労死弁護士全国連絡会議幹事長）
(2) 寺西笑子（全国過労死を考える家族の会代表）

(3) 村山 誠（厚生労働省労働政策担当参事官）
(4) 黒田兼一（過労死防止学会代表幹事）

(5) 松丸 正（大阪過労死問題連絡会）
(6) 阪口徳雄（元株主オンブズマン事務局長）

(7) 中谷武雄（基礎経済科学研究所理事長）
(8) 大口耕吉郎（全大阪生活と健康を守る会連合会 会長）

(9) 川西玲子（NPO法人働き方ASUNET 副代表）
(10) 森岡真史（森岡先生のご子息で立命館大学国際関係学部教授）

これらの錚々たる方々が、森岡先生の描いた未来はどのようなものだった



パネルディスカッションの様子

か、私たちは何を引き継ぐかについて語ってくれました。時間の制約から一人5分程度のご報告でしたが、それだけに大変濃密で感動的なものでした。特に最後の、森岡先生のご子息でもある森岡真史さんの発言は大きな感動を呼びました。

最後に、私が閉会あいさつをさせていただきますました。

第1部の参加者は332人にのぼりました。全国からこれだけの人たちが集まり、森岡先生のこれまでの道のりと目指したものを共有し合えたことは、何よりも森岡先生への最大のほめかけになったと思います。また、森岡先生の奥様をはじめご家族、親戚の皆様

さんが多数参加してくださったことも、私たちにとても嬉しかったです。

3 続いて行われた第2部の追悼レセプションにも205人の参加がありました。全国過労死家族の会代表の寺西笑子さんと私の司会のもと、滋賀大学名誉教授の成瀬龍夫さんが献杯あいさつ。その後食事をしながらの歓談の後、①衆議院議員で「過労死防止を考える議員連盟」会長代行の泉健太さん、②連合労働局長の村上陽子さん、③全労連副議長の橋口紀塩さん、④全労協事務局長の中岡基明さん、⑤わざわざ韓国からお越しくださった韓国過労死予防センター理事長のイム・サンヒョクさん（通訳は呉民淑（オ・ミンスク）さん）、⑥兵庫過労死家族の会の西垣迪世さん、⑦NPO法人POSSE代表の今野晴貴さん、⑧MBSディレクターの奥田雅治さんが次々と心のこもったスピーチをしてくださいました。

次に、森岡先生の娘婿で、全盲の落語家である桂福点さんが「孝二おじいちゃんのおい出」と題して、紙芝居も使いながら楽しい落語を披露してくださいました。

スピーチの後半では、①民主法律協会会長の萬井隆令先生、②金沢大学名誉教授の伍賀一道先生、③関西大学の

森岡ゼミ卒業生で現在は高校教員をしている鳥羽厚史さん、④経済理論学会の八木紀一郎先生、最後に⑤和光大学教授の竹信三恵子先生が次々と登場しました。

続いて、上出恭子弁護士のお音頭で、参加者全員で「Welcome overcome」を歌った後、龍谷大学名誉教授の脇田滋先生が第2部の閉会あいさつを行い、追悼のつどいはお開きとなりました。

4 この日参加者に配布された追悼記念誌「森岡孝二の描いた未来 私たちは何を引き継ぐか」（全148ページ）は、合計116人に及ぶ方々の追悼文の一つひとつが森岡先生のあゆみとお人柄の記録となっています。記念誌の末尾には、森岡先生のご経歴、膨大な研究業績や著作、NPO法人働き方ASU-NETのホームページに連載した348に及びエッセイのタイトル一覧、森岡先生の活動を紹介した新聞記事、思い出の写真などを、不十分ながらもまとめることができました。この冊子は、残された私たちに、またこれから働き方や日本

の企業社会のあり方を考えたいと思う人たちが森岡先生をひもとく上で、大きな資料的価値があると思います（なお、記念誌は若干の余部があります）

あり、1冊1000円でお分けしていますので、いわき総合法律事務所（06-6364-3300）までご連絡ください。

5 また、同じくこの日、森岡先生が構想していた新著「雇用身分社会の出現と労働時間 過労死を生む現代日本の病巣」が、桜井書店から発刊されました。

森岡先生がパソコンに残していた原稿などのご提供をご遺族から受け、あとがきを森岡真史さんが書かれた、文字どおり森岡先生の遺著です。死してなお本を遺すというのはそうできることではありません。最後の最後まで森岡先生らしい締めくくり方だと思えます。

6 森岡先生のご遺族からのご報告によれば、森岡先生が75歳の誕生日を迎えるはずであった3月23日、森岡先生の遺骨の一部を、森岡先生が愛してやまなかった小豆島の海に散骨したとのこと。森岡先生のご冥福をお祈りするとともに、先生の遺志を引き継いで、多くの方々と力を合わせて進んでいきたいと思えます。

過労死防止北海道センター設立・活動の

「報告について」

皆川 洋美

弁護士（北海道）

過労死等防止対策推進北海道センター（以下、「北海道センター」）は、2018年7月12日に、北海道内の過労死問題に取り組む市民・諸団体により設立されました。

従前、北海道では、特に、北海道過労死問題研究会という団体において、過労死問題についての事例研究や過労死110番などの活動を行っていました。北海道センターで、これらの活動も引き継ぎつつ、北海道労働局や北海道庁雇用労政課などの行政庁との意見交換・協力体制の構築のほか、過労死防止啓発授業の実施・拡大活動などを行っています。広い北海道ですから、距離の問題を解決するためにも、会員拡大は必至です。

そして、2019年6月2日、第1回北海道センター定期総会を開催しました。定期総会においては、今後は、これらの活動に加え、会員の意見を聞

き、より発展的な会員参加型の活動を加えて行っていくことを定期総会の場で確認しました。

また、その直前には、北海道・北海道労働局からの来賓もお招きして、過労死白書を読み解き、また、過重労働問題についての現場の声を聞くという記念講演・シンポジウムを行いました。なお、北海道労働局からの挨拶もいただいています。

過労死問題が発生した時に、こんなにたくさんの方々の過労死問題に取り組む人や団体がいるにもかかわらず、家族や本人がそこにアクセスできなければ何の意味もありません。また、仮に弁護士にアクセスできたとしても、その弁護士がどのような弁護士であるのか、広告が得意なだけの弁護士であってはならないだろうと思います。

また、過労死問題の解決には、個人の経済的なフォローだけではなく、メンタルケアなどの総合的なフォローが必要となってきました。そのため、北海道センターとしては、弁護士や家族の会、医師、カウンセラーなど多彩なメンバーが所属していることを生かし、北海道で過労死問題に悩む人が必要となるにつなぐための中心、「ハブ」となっていきたいと考えています。

そのために、今後の活動の中心と

して、広報が重要だと思っています。若者からのアクセスも前提とする、ウェブサイトの充実も重要だと考えており、定期的に更新をしています。1歳になったばかりの北海道センターを今後ともどうぞよろしく願っています。

HPのURL

<https://hokkaido|karoshi.localinfo.jp/>

岐阜過労死をなくす 会設立について

坂 至正

岐阜過労死をなくす会

3月16日に「岐阜過労死をなくす会」（以下「なくす会」）が設立されました。設立総会にはおよそ80名の方が参加し、県会・市議会議員や会社経営者、弁護士、労働組合関係者など多方面の方々に来ていただきました。というのは会長の人柄とパワーが幅広い会員を集めた結果となりました。

さてこの「なくす会」は、伊藤左紀子会長の夫である伊藤哲さん（岐阜市役所職員）が2007年11月に上司からのパワハラで過労自死し、公務災害認定を求める地方公務員災害補償基金（以下「地公災」）地公災申請と訴訟を支援する会が母体となりました。地公災公務外処分通知を経て、2017年7月名古屋高裁での公務災害認定確定まで10年がかりでした。裁判最終後には、市長や元上司が伊藤宅へ謝罪に訪れ、翌年からは市の取組みとして哲さんが亡くなった11月後半の2週間を「過労死防止啓発月間」と位置づけ、ハラスメント研修や職員

アンケートの実施など目に見えた改革が進みました。その後数名の有志で1年をかけて「なくす会」設立に向けて協議を重ねました。折しも過労死問題や「働き方改革」などの話題もあり、総会前日にはNHKテレビで過労死報道に「なくす会」も取材を受けたり、新聞報道でも設立総会が大きく取り上げられました。

「なくす会」の会員は現在60名程度です。主な活動としては県内42市町村向けの自治体アンケートの実施と岐阜市との懇談会、厚労省主催の「過労等防止シンポジウム」への協力、その他種々の相談活動などです。3月の「なくす会」設立後は10数件の相談が寄せられ、伊藤会長を中心に、親身になって話を聞き自らの体験を話し相談助言活動を行っています。

伊藤会長の公務災害認定を求める裁判活動が大きく影響し、2011年から2013年にかけての公務員自死事案の3件とも地公災での公務災害認定や損害賠償請求や調停で和解が勝ち取られています。過労死事案の支援ということだけではなく、過労死の予防という観点での活動も重要なことだと思っています。現在は公務職場の相談が多いのですが、小規模の民間企業など埋もれた事例も多くあるので、相

談活動のネットワーク作りができれば良いと思っています。発足したばかりの「なくす会」が今後どのような活動ができるのか未知数のところもありますが、幅広いご支援を糧にやっていきたいと思っています。

◆特集1 2018年度 各地の過労死防止啓発シンポジウム（続報）

前号でもご紹介したように、2017年度に引き続いて、2018年度も同じく全国48会場でシンポジウムが行なわれました。参加者総数は5646人で前年度より218人の減となりましたが、内容はさらに充実した会場が多かったようです。前号では、これらのうち①中央、②青森、③宮城・福島、④新潟、⑤福井、⑥静岡、⑦大阪、⑧島根、⑨愛媛、⑩鹿児島、⑪沖縄の11会場について担当者からご報告をいただきましたが、本号では、①北海道、②栃木、③千葉、④神奈川、⑤石川、⑥長野、⑦愛知、⑧兵庫、⑨香川、⑩高知、⑪大分の11会場のご報告を掲載します。また、全国の実績一覧表（前号と同じもの）を21ページに再掲します。

【①北海道】北海道での過労死等防止対策推進シンポジウム2018のご報告

皆川 洋美
弁護士（北海道）

2018年11月22日、ホテルポールスターにおいて2018年の北海道開場でのシンポジウムが開催されました。

同年7月に過労死防止北海道センターが設立されたため、センターの幹事メンバーが中心となって、シンポジウムをいたしました。

また、センターとしては、シンポジウムに先立ち、センター設立にあたり、北海道・北海道労働局との関係を築く重要性から、設立準備会の段階から挨拶をしており、シンポジウムにも双方を巻き込んだ準備となりました。

とはいえ、従前より過労死問題には一定の関心があるであろう労働者はもちろん、自社で過労死を出さな

いたためにはどうしたらいいのかと悩む事業者を巻き込んだ過労死防止シンポジウムにしなければならないということで結論は一致していたものの、さて実現となるとかなりの混迷を極めました。

特に、好事例報告をしてもらえる事業者を探すことが大変で、どの事業者もシンポジウムをする＝自社で過労死を出してしまったととらえられてしまう、ということ、断られてしまうのでした。

そのため、幹事メンバーの知人や扱った案件などをたどり、ようやく、安全衛生委員会が活発に活動している生協連合会からの報告を受けることができることになり、11月がだいぶ近くなってからのことでした。

好事例報告や、シンポジウムを選ぶとき、「過労死」に関係する人・団体なのだと思われ、消極的になられることは大変残念なことでした。このシンポジウムが回数を重ねていくにつれ、そのような誤解がなくなることを願う一方で、「過労死はあつてはならない」という機運が醸成されたことを感じ、喜ばしいことなのだろうとも考えています。

とはいえ、2018年の北海道シンポジウムは、川人博弁護士基調講演をメインに据えたことから、「あの川人博弁護士の講演」ということで事業者から

もかなり多くの参加がありました。アンケート結果にもそのようなこれも、過労死問題についての社会的な関心の高まりの結果なのだろうと思います。

一方で、アンケートでは、実用的な講演内容を望むような記載も多く見られました。当該事業場においてどのように時間外労働をはじめとする過重労働を減らしていくかという問題は、講演というスタイルに合うのかどうかも悩ましいと考えており、分科会方式や、コンサルティングのようなものの併用も必要なのではないか、と考えています。

2019年の北海道シンポジウムの準備も始まりつつあります。また多くの参加者を得られるよう、北海道センターとして頑張っていきたいと考えています。

【②栃木】過労死等

防止対策推進シンポ

ジウム栃木会場報告

石田 弘太郎

弁護士（栃木）

栃木では、平成30年度過労死等防止対策推進シンポジウムを、平成30年11月2日、栃木県青年会館コンセーレにあるアイリスホールで開催しました。シンポジウムは14時から開会しました。

主催者挨拶の後、栃木労働局労働基準部監督課の高橋拓課長から、過労死防止対策の現状について説明がありました。

民間事業者である大古精機株式会社から実践例の報告がありました。同社は精密機械加工などを扱っています。2017年から連続で健康経営優良法人に認定されています。多品種少量生産で高度な技術と深い経験を要することから、高齢者の戦力化が求められています。そこで、希望者全員が65歳まで働くことができる制度を導入しました。また、昼食後の体操や禁煙の促進、有休に加えメモリー休暇制

度も取り入れています。各人が1年間に10日以上の取得・連続休暇の取得を目指しています。大古秀子社長によれば、健康経営の取組みは働き方改革であり、生き方改革に繋がるとのことでした。

山本勲慶氏（應義塾大学商学部教授）から「メンタルヘルスと働き方改革」という演題で基調講演をしていただきました。講演内容の要旨は以下のとおりです。日本の経済成長は過重労働、健康被害へ繋がりました。これは、工業の急成長のために起きた公害問題と似ています。公害問題のように過労死についても政府が乗り出して日本全体で改革していくべきです。メンタルヘルスを悪化させる長時間労働の是正は一次予防となるが、業務フローを変える、職務の明確化、裁量の増加、帰りにくい職場風土の撤廃など本質的な働き方改革が必要です。健康悪化は「個人の問題（責任）」だけでなく、働き方や職場といった共通の問題です。健康経営の実施は企業の利益率上昇に繋がります。

最後に、過労死を考える家族の会から体験談の発表がありました。大学卒業後、店舗装飾の職に就いた息子がバイク通勤中に過労事故死したとのことでした。徹夜作業が続き不規則で長時

間にわたる労働が続いたが、上司からは平成生まれは甘いと言われました。平成30年2月に、会社側に安全配慮義務違反を認める前提で和解しました。勤務患インターバル規制の導入は努力義務ではないが、過労死をなくするためには必須です。自分のような家族や悔しい人生で終わらせる若者を増やしたくないと願っているとのことでした。

シンポジウムは16時30分に終了しました。この日の参加者は96名で、そのうち会社員35名、次いで公務員が13名でした。

今年度は11月20日に小山市にある白鷗大学で開催する予定です。初めて宇都宮市以外での開催となることもあり、さらに取り組みを進めていきたいと思っています。

【③千葉】過労死等防止対策推進シンポジウム千葉会場の報告

中林 正憲

働くもののいのちと健康を守る千葉県センター

18年度過労死シンポジウム千葉会場の内容は以下の通りです。開催日時：18年11月28日（水曜）14時～17時・会場：千葉市男女共同参画センター ハーモニープラザ。来場者144名（講師・スタッフ等11名）プログラム：①労働局開会あいさつ、②協力団体あいさつ、③労働局から現状の報告、④講演「パワーハラスメントなき社会を目指して～職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会報告書～」講師：三宅貞信弁護士、⑤企業による事例発表1：キッコーマン食品株式会社、⑥企

業による事例発表2：広栄化学工業株式会社、⑦家族の会より体験談発表

過労死シンポを行うにあたり、6月に県弁護士会館を会場に、第1回実行委員会を開催します。実行委員会には、労働局、県経営者協会、県産業保健総合支援センター、県労働基準協会連合会、連合千葉、千葉労連、労働弁護士会、千葉土建、千葉職対連、いのちと健康千葉県センターなどの団体と社会保険労務士が個人として参加しています。

実行委員会では、最初に、プロセスユニークから、前年度のシンポ概要の

報告が行われ、参加した人から感想などを出し合います。次に「協議事項」の討論が行われます。

協議の第1は、開催日時の決定です。千葉では、土曜日開催が続いていましたが、平日開催の意見があり、討論の上で平日開催を確認しました。次に関東甲信越地域の開催日を参考にしながら、出席者の団体日程に支障のない日を開催日に決めました。同時に、当日の運営の検討が行われ、来賓あいさつと協力団体あいさつとして、経営者協会、連合千葉、千葉労連の3団体が行うことを確認しました。また、全体の構成は昨年の日程で行うことになりました。第2に、今年のテーマの検討を行います。種々意見が出され、最終的に「パワハラ検討会報告書」が出されたこと。パワハラの課題は重要との意見でテーマとすることが決まりました。講師については労働弁護団が推薦することが確認されました。第3に、職場改善を取り組んでいる企業の推薦となり、労働局から企業を推薦していただくことになりました。第4に、家族の会からの報告については、過労死シンポの原点にあたるもので、つらい経験に学び寄り添う姿勢は不可欠との意見が出され、2名の派遣を要請することになりました。なお、推薦者など

はプロセスユニークに直接行い、講師依頼等実務を進めていただきます。

第2回実行委員会は、出席者の都合を優先して日程調整が行われ、7月に開催しました。内容は、プロセスユニークから講師等当日のプログラムが示され、全体で確認します。今回は、企業報告として大企業からのものを加え2件とする提案があり確認されました。

【④神奈川】神奈川での過労死等防止対策推進シンポジウム報告

永田 亮

神奈川過労死対策弁護団事務局長
弁護士（神奈川）

1 神奈川におけるシンポジウムの位置づけ

神奈川では、厚生労働省主催となつた過労死等防止対策推進シンポジウムを第1回から実施しており、毎年11月の過労死防止月間におけるシンポジウムのトップバッターを勤めさせて頂いております。今年は、会場の都合上、10月31日の開催となりましたが、例年同様トップバッターとしての役割を果たさせて頂きます。

神奈川におけるシンポジウムの準備は、神奈川過労死等を考える家族の会

た。他に、チラシの色具合を選び、宣伝チラシの配布などについて確認が行われ、事前申込者を組織することを積極的に行うことを確認して終わりました。

千葉会場の取組経過は以上ですが、19年度も同様の形で6月に実行委員会が行われ、11月12日（火曜）に行われることが決まりました。

及び神奈川過労死対策弁護団が中心となり、労働局の会議室を利用し、企業団体への呼びかけなども幅広く行いながら進めています。

昨年のシンポジウムでは、神奈川県経営者協会、神奈川県商工会議所連合会、神奈川県商工会連合会、神奈川県中小企業団体中央会、神奈川経済同友会といった企業団体も協力団体に名を連ねてもらい、より広がりのあるシンポジウムとなっています。

2 2018年シンポジウム

2018年のシンポジウムは11月

1日に開催しました。神奈川県の特徴として、企業関係者の参加者の多いことが挙げられ、企業側のニーズにかなった企画を行うよう準備を進めました。パワーハラスメントの問題に関心が高まっていたことを受けて、クオレ・シー・キューブ代表取締役会長の岡田康子氏を招き「パワーハラスメントを防止するために」との講演を行い、職場におけるパワーハラスメント対策の重要性、ハラスメント対応のポイントなどが語られました。

一方で、神奈川県において昨年に解決をみたグリーンディスプレイ事件にて課題となつた睡眠不足が心身に与える影響を企業関係者に訴えるため、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所産業疫学研究グループ部長の高橋正也氏を招き、「働く人々はぐっすり眠らなければならぬ」との講演を行いました。国際比較において日本が群を抜いて睡眠時間が短いこと、働き過ぎが睡眠時間の減少に繋がっていること、睡眠不足は飲酒と同じレベルの能力低下を及ぼすことなどが語られ、企業経営における睡眠の確保の重要性が説明されました。

シンポジウムには、218名の参加があり、経営者6名、会社員114名が参加し、定員を超える盛

大な集会となりました。

3 まとめにかえて

昨年のシンポジウムでは、準備会議を神奈川労働局の会議室で行うとともに企業団体の関係者も招いての顔合わせの機会も設けることができました。シンポジウム後には、反省会に企業団体に参加してもらい、今後のシンポジウムにどのような企画を期待するかな

【⑤石川】シンポに参加した若い保健師の感想

川上 仁志

働くもののいのちと健康を守る石川センター 事務局

石川の過労死防止啓発シンポジウムは、11月15日開催、全体で102名が参加、昨年を40人上回る参加があった。

講演は、中村勲先生が「メンタルヘルスと働き方改革」と題して講演された。メンタルヘルスの悪化は企業経営にも関係すると学んだ。健康経営が利益率の上昇につながるためである。講演の結論としては、長時間労働をしないことがメンタルヘルスの悪化を防ぐ予防のひとつとなるため、働き方改革をすすめていこうということであった。労働局からは今回の法案のポイントが、説明され、最後に、家族の会の渡辺淳子さんの話があった。

ど率直な意見交換も行うことができ、政・労・使それぞれが協力したシンポジウムが進められる体制が着実に構築されつつあると言えます。

神奈川における過労死防止センターの設立に向け、企業団体との協力も合わせて、充実したシンポジウムを今後企画しています。

現場で、働く人たちの健康管理にあたっては、若い三人の保健師が参加、以下のような感想を寄せてくれた。

「企業における従業員の健康管理として、健康が悪化させる前の予防でいていない。予防こそ重要であるが困難であり、今後の課題となってくると聞いたことが頭に残った。健康診断やストレスチェックなどは、この予防にとつても大きな役割をもっていると感じた。

シンポジウムの最後に、息子さんを過酷な労働後に交通事故で亡くした方の話をきいた。今までは、過労と聞けば、うつ病からの自殺や心疾患・脳血

管疾患などを思い浮かべていたが、その息子さんは長時間労働が原因の交通事故死であった。「過労事故死」といわれるそうで、今回初めて聞いた言葉であった。寝不足であるならバイクに乗ってはいけないのではと思い、過労死に認定されていることに正直驚いた。しかし会社が深夜や早朝など交通機関がない時間に出社を求めている、通勤距離もあるため徒歩は不可能でありバイクに乗りざるをえなかった状況であった。前日の勤務終了から始業までの時間があけられていなかったなどが会社の責任であるということだった。自分が看護師として働いていたときも過労事故死の可能性があったのだと思うと、過労死はこの会社でも起こりうることであり、とても身近にあるものだと感じた。

現在、私は労災二次健診で労働者の方を保健指導させていただく機会がある。健康目標として運動や食事習慣などについて話を聞くが、すでにTVなどから情報を得て取り組んでいるかたは少なくない。そのようなときに、睡眠はとれているか、身体を休めているかと尋ねると運動や食生活ほどこ気にかけていない人が多いように感じる。睡眠や休憩をとることは運動や食事と同じくらい大切だと話すように

しており、今後も継続していきたいと思った。今回の過労死を身近に感じた経験をもとに、労働者にとって精神的にも身体的にも、健康に働けるために自分ができることを考えていきたい。」

【⑥長野】シンポジウムの長野会場の報告

服部 壽一

働くもののいのちと健康を守る
長野センター事務局長

2018年度の過労死等防止対策推進シンポジウムは、11月27日（火）13:30～16:20、JA長野県ビルにおいて開催されました。講演一人目は、大原記念労働化学研究所 上席研究委員の佐々木司氏が「働く上で大切な労働者の疲労、ストレス、睡眠の知識を知る」を題に語りました。

講演の中で佐々木氏は、「ストレスが原因で疲労から疾病へと進む関連性について述べ、その鍵として『睡眠』がある。『長時間労働や不規則勤務は眠りの質を下げ、生活のリズムを崩すことで、健康に大きく影響を及ぼす』引いては過労死につながる。ノー残業デーを作る必要があること。夜間勤務



長野会場の様子

は仮眠が必須。起床時間は2時間以上
ずらさないこと。過労死白書を用いた
ワークルール勉強会を実施するなど理
解を深めて欲しい。」と解説しました。
2人目はNPO法人POSE代
表理事の今野晴貴氏による「過酷労働・
違法労働の発生要因と対策の在り方」
でした。今野氏は、「年間3000件
を超える相談を受けている。違法行為
を繰り返す企業が後を絶たない。その
目的は、戦略的に自己都合退職に追い
込むことにある。企業側は、例えうま
く行かなかつたとしても争うのは氷山
の一角であり、損失＝マネージメント
としては問題ないとしている。こうし
た企業を野放しにさせないためにも、
被害者の訴えを公的機関への相談や法
的権利の行使で社会的に問うていくこ
とが必要。これからも被害者の救援を

して行きたい。」と述べました。

その後、当事者の声として、東京過
労死を考える家族の会から山下照之さ
んと中村也真人さんのお二人が、また、
遺族の声として佐戸恵美子さんが訴え
られました。

山下さんは月に3週間が海外生活
(アジア圏内)。2009年海外から
帰国したときクモ膜下出血で倒れ、命
はとり止めたが全盲になった。月平
均153時間の長時間労働での勤務。
労災申請は認定されなかった。仲の良
い仲間が地方に転勤させられ、緘口令
がしかれた。「誰のため、何のための
仕事なのか考えて欲しい。休む裁量が
労働者本人にあるべきだ。」と話され
ました。

中村さんは、プロパンガス関係の企
業でうつ病を発症。職場は陰湿ないじ
め、朝礼でのつるしあげや退職強要が
横行。固定みなし制の残業制度で働か
せ放題。(当直手当は3000円)。「自
分は被害者回避策として、会社を辞め
ることを選んだ。」と述べられました。

佐戸さんは、2013年初夏
NHKの報道記者の娘さんが31歳の
若さで過労死。娘さんの遺影を片手に
訴えました。選挙報道最前線で駆け回
る中、うつ血性心不全で倒れたとのこ
と。亡くなる一月前の時間外労働は月

209時間に及ぶ。競争意識が強く、
相談もできず孤立していたとの証言も
あったとのこと。過労死再発防止のた
めに、今後改善を尽くして欲しい改善
推進の為、何をしていくか見つけた
い。」と話しました。この訴えは、某
民放で夕方放送されました。

次は、プロセスユニークさんの纏め
た、参加者からの感想の一部です。…
「睡眠の影響について、改めて労働時
間の見直しが必要だということが認識
できて良かった。」「荒手の労働力の使
い捨てが横行していることに驚きを禁
じません。」「『労働基準法』は何の為
に誰の為にあるのか。労働者が人間ら
しい生活ができるような世の中になる
ように、労働行政は真剣に受け止めて
改善して欲しい。過労死の遺族は増え
るばかりです。」「私も全く同感です。

【⑦愛知】シンポジウム愛知会場の報告

岩井 羊一
弁護士(愛知)

2018年11月20日火曜日、過
労死等防止対策推進シンポジウム愛
知会場が開催されました。参加者は

223名。

労働局労働基準部長の挨拶、家族の
会の内野博子さんのあいさつ。猿田正
機中京大学名誉教授の講演、能村盛隆
大和ハウス工業株式会社経営管理本部
執行役員人事部長の講演。そして、田
巻紘子弁護士、猿田教授、能村氏のパ
ネルディスカッションでした。おわり
に、過労死遺族の吉田さんのお話があ
り、閉会の挨拶は私がさせていただきました。

本来は、元連合総研副所長の瀧井葉
二氏にも講演をいただき、パネルに参
加していただく予定にしていたところ、
急病で欠席となったことは残念でし
た。

今回のテーマは長時間労働。冒頭の
家族の会の内野さんは、夫をトヨタ自
動車長時間における長時間労働で亡く
した話をしました。

猿田教授は、経営学の研究者で、ト
ヨタ自動車の労務政策、スウェーデン
の労務政策等に造詣が深い方です。今
回はスウェーデンでは長時間労働問題
はどうしているのかをお聞きしたくて
講演をお願いしました。「諸外国の労
働時間規制から何を学かスウェーデ
ン等を事例として」と題したお話し
でした。スウェーデンでは労働時間
の規制がすすんでおり、そしてよく守



愛知会場の様子

られているというお話を聞くことができました。能村氏は、愛知県弁護士会の企画で働き方改革のシンポジウムを行ったときにも企業の取組の報告をしていたいただいた方です。企業の取組を聞きたいと考えていてお願いをしたところ、快く講演とパネリストを引き受けていただきました。愛知県弁護士会のシンポの時には、顧問弁護士を通じて依頼をうけたとのこと。大和ハウスにおける、時間外労働の短縮の取り組み等を紹介していただけました。物理的に21時で事業所を閉鎖する。残業未申請の場合にはパソコンを使えなくする、時間外労働が長い事業所を「ブラック事業所」認定して、注意を促すなどさまざまな仕組みを導入し、時間外労働を短縮する取組をしていることの説明がありました。

今回は、会場の質問を質問用紙に記

載してもらって集め、パネルディスカッションで取り上げるという試みをしました。たくさん質問がありました。長時間労働を見直さなければなら

ない。その総論は賛成でも、現場はみな簡単にいかないという悩んでいることが伝わってきました。スウェーデンはいいが、日本では難しいのではないかと、大企業の取組は中小企業では難しいのではないかと、具体的な質問がありました。

た。コーディネーターの田巻紘子弁護士にうまく取り上げていただき、お二人に、その回答をお話いただき、具体的にそれらの疑問について深められたと思います。質問を募集したことで、参加した皆さんも、聞きたいことが聞けたシンポになったのではないかと思います。労働時間短縮。難しいことですが、スウェーデンでも、日本でも、発想を転換すれば、そして、本気で取り組みれば実現できる！というメッセージにもなったと思います。

さらに、最後に遺族の吉田典子さんのお話をお聞きしました。吉田さんは、息子さんを過労自殺で失っています。あらためて過労死等の問題の大きさを知ってもらう機会になりました。

労働時間短縮、難しくても、命を守るためにはやらなければならないことだと確認できたと思います。

家族の会、過労死弁護士団、愛知健康

センターで知恵を出しあって、企画した成果だと思っています。

【⑧兵庫】過労死等防止啓発シンポジウム兵庫会場の報告

過労死等防止対策推進兵庫センター事務局長

弁護士（兵庫）

今西 雄介

今回で第5回となる平成30年11月22日の過労死等防止啓発シンポジウムの開催に当たって、我々兵庫センターは、主催者である国（労働局）、兵庫県、神戸市、労働組合諸団体などと同年6

月頃から、兵庫労働局や労働基準監督署などの部屋を用意いただき、打ち合わせを重ねました。また、今年度は兵庫、神戸市以外の合計13の市にも後援をしてもらうことができました。

さらに、同シンポジウムのアピールのために、同年9月10日には上記労働局、兵庫県、神戸市、労働組合と一緒に街頭でうちわ配り、同年11月2日にはティッシュ（チラシ添付）配りを行いました。このティッシュ配り際には、兵庫県の公認キャラクター「はばタン」、神戸市の「かもめん」、兵庫県弁護士会の「ヒマリオン」と3体のゆるキャラが集まり、道行く人々が次々に写真を撮影し、SNSに投稿する



基調講演をする林裕悟弁護士

など、大きな盛り上がりを見せました。これに加えて、JR三ノ宮駅とJR神戸駅の構内には同シンポジウム開催2週間前頃からポスターを掲示してもらいました。

シンポ当日の内容としても非常に充実しており、最初に「命をむしばむハラスメント―医療現場からの叫び―」



遺族の訴えを行う佐戸恵美子さん

と題して、大阪弁護士会の林裕悟先生を講師としてお招きし、整形外科医がパワハラを受けて過労自死に至った訴訟事件について基調講演をいただきました。基調講演では、林弁護士によってパワハラ防止の重要性が熱く語られるとともに、当該事件の遺族（母親）の手紙が代読され、大切な家族をパワハラによって失った悲しみと、パワハラ撲滅への強い思いが参加者の心に響きました。

次に、遺族の声として、放送記者過労死遺族である佐戸恵美子さんによる訴えがありました。佐戸さんは現在も娘を亡くした悲しみに打ちひしがれながらも、自分と同じ悲しみを背負う人が現れないことを強く願っている。立場に立つたこと、これからは過労死遺族として、会社の過労死再発防止と改革推

進をしつかり見つめていくことを精一杯述べておられ、これも参加者の心を打ちつけました。

その後、10分程度の休憩を挟み、兵庫労働局から兵庫県における過労死及びその撲滅対策の実態について報告があり、兵庫労働局としても過労死撲滅に全力で取り組むとの力強い言葉がありました。また、兵庫県の企業「兵神装備株式会社」からは、健康経営の理念の下、オフィスアワー（7時～20時）の設定による時間外労働の減少、終業時間選択制度の導入による社員の生活環境の多様化への対応等、安心して働ける職場環境作りを進めているとの報告がありました。最後に、過労死防止啓発授業を実施した関西学院大学の生徒に対して行ったインタビュー動画の一部を「若者の声」として上映しました。インタビューの中では、授業を聞いた大学生からの「過労死は身体的なストレスが原因と思っていたが、上司や会社が個人を追い詰めることもあると知った」、「これから就職するにあたり会社選びはしっかりと見極めたい」などといった声が届けられました。

今回のシンポジウムは、事前申し込みが201名と低調でしたが、実際の参加者は281名となっており、一定程度の成功を収めることはできたかと思えます。もっとも、現在でも全国はおろか、兵庫県内でも過労死事件

の発生は続いており、まだまだ過労死防止啓発を呼びかける必要があります。このシンポジウムが持つ意味の重要性は変わりません。

我々兵庫センターは、これからもシンポジウムへの協力はもちろん、継続的な過重労働相談、高校や大学での過労死防止授業など、過労死撲滅に向けた様々な活動に精力的に取り組んでいきます。最後になりましたが、シンポジウムにご参加いただいた皆様、本当にありがとうございました。

【⑨香川】過労死と職場のハラスメント…過労死等防止対策シンポ

藤本 隆英

弁護士（香川）

2018年11月20日、14時から16時30分まで、サンポートホール高松大2小ホールで開催されました。

まず、「過労死と職場のハラスメント」と題して大和田敢太先生の講演を聴きました。講演では、ハラスメントがいかに心理的負荷を与えて過労死につながっていくのか、職場におけるハラスメントは個人や当事者間の問題ではなく、組織全体の構造の問題であることの説明がありました。私が労務

問題のご相談で一番に多いのは、ハラスメント、またハラスメントから派生した解雇・労災の問題です。使用者・労働者の双方の相談について、今後活かしていける知識を得ることができました。

また、「過労死遺族の声」と題して、四国過労死等を考える家族の会代表の久保様に、ご子息を過労死で無くした体験談を聞きました。長時間労働を強いた使用者への怒り、未然に防止できなかったやりきれなさ、残された遺族の悲しみは時間が経っても変わらないものであると感じました。

最後に、「過労死問題をテーマにした落語」として、落語家の桂三風さんに「エンマの願い」の講演がありました。落語といっても、このシンポジウムのテーマもあつてか、最初はなかなか笑いが広がらず、三風さんに気の毒なところがありました。しかし、さすがにプロで、どんどん話に引き込まれていきました。

今回の参加者は53名で、企業の労務担当の方、組合の方の割合が多く来場しました。

他県においては、大学生を対象としたシンポジウムを行うところもあるようです。次回以降は、学生を対象、医療従事者を対象など、対象者のテーマを絞ったシンポジウムも有益かもしれません。

【10高知】過労死等防

止対策推進シンポジ

ウム高知会場の報告

谷脇 和仁

弁護士（高知）

高知市のシンポジウムは、2018年12月1日（土）午後1時30分～4時15分に、高知城ホール4階大ホールで開催されました。参加者は50名でした。内容は、高知労働局からの取り組みの報告の後、連合高知・高知県労連から、それぞれ労働組合としての過労死問題への取り組みの報告がありました。

そのあと、基調講演として長井偉訓愛媛大学名誉教授の「若者の過労死問題を考える」と題したお話しをおききし、最後に四国過労死等を考える家族の会代表の久保直純さんのお話しをうかがいました。

参加者のアンケートを見ると、おおむね好評でした。意見としては、「平日に開催し、社員を出席しやすくできないか（業務命令？）」「行政処分を受けた企業には出席を義務付けたらどうか。」「教職員の働き方改革のシンポをやってほしい。」などの声が寄せられていました。

【11大分】大分シンポ

報告

藤崎 千依

弁護士（大分）

大分での過労死等防止対策シンポジウムも、平成30年度で5回目（初回自主開催を含む）を迎えました。

大分県では、大分労働局が、国主催の初回のシンポジウムの時から熱心に関わってくれました。

そのかいもあり、毎年100名を大きく超える盛況ぶりです。平成30年度も184名の参加者を得ました。

プログラムも充実したものでした。

基調講演は、大分県立看護科学大学の影山隆之教授に過重労働の睡眠負債との関係について、わかりやすい講義をしていただきました。

最後に投げかけていただいた「何のために生き、何のために働くのかを考え、生きる目的に添わない過重労働をしない」という言葉は重要な意味を持つていたと思います。

改めて、「働くこと」と「生きること」の関係をじっくり考える機会も提供してくれました。

佐戸恵美子様には、放送記者だったお嬢様の過酷な仕事ぶり大切な我が子を失った大きな悲しみと怒りを切々

とお話ししていただきました。

「命より大切な仕事はない、選挙結果を1秒でも早く伝える、そんなことのために、身を削り、命を削ってまで仕事をすることとは決してあつてはならない」という言葉は、本当に参加者の胸をうち、涙を誘い、感動的なお話であつたと思います。

会社という組織の中で、私たちはとすれば、傍から見れば、「そんなこと」のために大きく健康を害することを自分や他人に強いてしまいます。

参加者1人1人の胸に、佐戸様のお言葉は、深く響いたのではないかと思います。

笑福亭松枝さんの笑いあり涙ありの「ケンちゃんの夢」も好評でした。

過労死という重いテーマが、落語という芸術になじむのかという不安もありましたが、伝えるべき事や思いをしつかりと伝えながら、それでも落語という娯楽の良さを決して失っていない松枝さんの話術には感服するばかりです。

過労死の悲惨さや遺族の悲しみと同時に、決してただ悲しみにうちひしがれているだけではない、前をしっかりと見て生きているという遺族の強さの両方を理解されているからこそ、落語が軽くなりすぎずまた暗くなりすぎずに落語という芸術として存在することができていると感じました。

シンポジウムもすでに5回を数え、マンネリにならないよう、いかに人々の関心を引くかということが大きな課題になってきています。

しかし、こうして毎年シンポジウムの機会を設けることで、わかっているはずなのに、ついつい忘れがちなこと、健康の大切さや何のために自分は働いているのか、振り返り、少しでも職場環境を改善していく助けになっているのだということを今一度胸に刻んで、令和元年のシンポジウムに臨みたいと思います。

平成30年度過労死等防止対策推進シンポジウム 最終結果（2019・1・17現在）

都道府県	平成30年度 参加人数	平成29年度 参加人数	開催日	開催時間	会場名
北海道	157	176	11月22日(木)	13時30分～16時00分	ホテルポールスター札幌
青森	115	68	11月21日(水)	18時00分～20時00分	ハートピアローフク
岩手	73	126	11月22日(木)	13時30分～16時00分	岩手教育会館
宮城	120	163	11月13日(火)	14時00分～16時30分	エル・パーク仙台
秋田	61	66	12月7日(金)	14時00分～16時00分	秋田市にぎわい交流館AU(あう)
山形	77	56	11月20日(火)	13時30分～15時30分	大手門パルズ
福島	91	77	11月27日(火)	14時00分～16時00分	コラッセふくしま
茨城	53	84	11月25日(日)	13時30分～15時30分	つくば国際会議場
栃木	96	80	11月2日(金)	14時00分～16時30分	栃木県青年会館コンセーレ
群馬	57	68	11月30日(金)	13時30分～15時30分	群馬県公社総合ビル
埼玉	206	376	11月22日(木)	14時00分～17時00分	さいたま市民会館うらわ
千葉	144	142	11月28日(水)	14時00分～17時00分	千葉市男女共同参画センター ハーモニープラザ
東京中	352	381	11月6日(火)	14時00分～17時00分	イイノホール
東京町	88	93	11月14日(水)	17時00分～19時30分	町田市文化交流センター
神奈川	218	192	11月1日(木)	13時30分～16時30分	日石横浜ホール
新潟	56	76	11月10日(土)	14時00分～16時30分	駅まえオフィス貸会議室
富山	110	51	11月27日(火)	14時00分～16時30分	ボルファートとやま
石川	102	62	11月15日(木)	14時00分～16時30分	石川県地場産業振興センター
福井	81	97	11月11日(日)	13時30分～16時00分	福井まちなか文化施設 響のホール
山梨	73	58	11月29日(木)	18時30分～20時50分	ベルクラシック甲府
長野	88	108	11月27日(火)	13時30分～16時20分	JA長野県ビル
岐阜	115	110	11月14日(水)	14時00分～16時40分	岐阜県図書館
静岡	91	88	11月2日(金)	13時20分～16時50分	パルシェ貸会議室
愛知	223	185	11月20日(火)	13時30分～16時20分	名古屋国際センター
三重	79	104	11月13日(火)	13時30分～16時00分	三重県教育文化会館
滋賀	63	55	11月14日(水)	14時00分～16時30分	ピアザ淡海
京都	127	128	11月10日(土)	13時30分～16時15分	TKP京都四条丸カンファレンスセンター3F
大阪	352	443	11月30日(金)	14時00分～16時30分	コングレコンベンションセンター
兵庫	281	293	11月22日(木)	14時00分～17時00分	神戸市産業振興センター
奈良	83	79	11月16日(金)	14時00分～16時35分	ホテル リガーレ春日野
和歌山	113	120	11月29日(木)	13時30分～16時30分	和歌山ビッグ愛
鳥取	93	138	11月19日(月)	13時30分～15時45分	とりぎん文化会館
島根	158	160	11月28日(水)	13時00分～16時00分	島根県芸術文化センターグラントワ
岡山	94	81	11月9日(金)	14時00分～16時30分	岡山国際交流センター
広島	101	124	11月30日(金)	18時00分～20時00分	広島YMCA国際文化センター
山口	112	166	11月27日(火)	13時30分～16時00分	山口市民会館
徳島	65	65	11月17日(土)	13時00分～15時50分	とくぎんトモニプラザ
香川	64	63	11月20日(火)	14時00分～16時30分	サンポートホール高松
愛媛	164	92	11月13日(火)	18時00分～19時30分	愛媛大学
高知	50	67	12月1日(土)	13時30分～16時15分	高知城ホール
福岡	209	64	12月6日(木)	15時00分～17時30分	TKP小倉シティセンター
佐賀	64	54	11月7日(水)	18時00分～20時00分	佐賀市交流センター
長崎	68	83	11月23日(金)	13時30分～16時00分	長崎県建設総合会館
熊本	43	42	12月2日(日)	13時30分～16時30分	水前寺共済会館グレースシア
大分	184	188	11月2日(金)	13時30分～15時45分	全労済ソレイユ
宮崎	93	88	11月20日(火)	14時00分～16時30分	宮日会館
鹿児島	63	82	12月1日(土)	13時30分～16時00分	かごしま県民交流センター
沖縄	76	102	12月4日(火)	15時00分～17時00分	沖縄産業支援センター
	5646	5864			

◆特集2 2018年度 各地の過労死防止啓発授業（続報）

過労死防止法及び大綱に基づく「教育を通じた啓発」の一環として、「過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業」（学校への講師派遣支援事業）が平成28年度から始まり、当センターは可能な限りの協力をおこなっています。

初年度の平成28年度は、約6か月間に、59校で87コマ（内訳は中学22、高校38、専門学校3、大学24）の講義を行い、約6450人の生徒たちが授業に参加しました。

2年目の平成29年度は120コマで、合計10、866人の生徒たちが受講しました。

3年目の平成30年度は、目標の150コマを大きく上回る190コマ（内訳は中学9、高校85、専門学校20、短大4、大学72）で、合計16,562人が受講しました。また、今年度は実施地域が大きく広がったことも特徴です（北海道11、東北4、関東82、中部28、近畿・北陸55、中・四国6、九州4コマ）。講師数は計101人で320コマを担当しました（複数で担当することが多いため190を超えます）。内訳は弁護士63人で延べ179コマ、遺族・当事者30人で延べ130コマ、社労士5人で延べ5コマ、その他3人で延べ6コマでした。

今号では、啓発授業の講師を担当した7人の方（遺族2人、弁護士3人、社労士・学者各1人）からの報告を紹介します。

【北海道】 啓発授業講師を経験して・・・

村山 百合子
北海道過労死を考える会

2013年9月15日36歳で新卒看護師として、夢と希望に満ちて働き始めた長男を入職後半年で過労自死により亡くしたことが、私の啓発授業と繋がる一歩でした。

北海道は家族が弁護士と一緒に啓発授業を行うということがまだ少なく、広い北海道ですが開催を希望される学校が少ないのも現実です。

そのような状況ですが、私は現在までに2校経験することが出来ました。

1校目は、中学3年生への授業でした。当初他の家族の方に決まっていたようでしたが急遽変わる事になったため経験もなく準備も不十分で臨みました。

中学3年生にどのように伝えれば良いのか悩みましたが、最愛の息子を亡くした両親の悲しみや、苦しみなどの気持ち、兄を亡くした弟妹の悲しい思いをそのまま伝えました。そして、今家族一丸となり二度とこのような悲しいことが起きないように闘っていることを伝えました。生徒さんから励ましのエールも感想文の中にありました。

2校目は、定時制課程で卒業間近の高校4年生でした。私自身も夜学の高校卒業ということも話の中に入れながら、息子の自死に至るまでの話を



遺族の体験を話す村山百合子さん

させていただきました。

この時には、過労死防止センター、いの健センター、と自身の関りが出来てきたこともあり併せて話した後、弁護士が用意してくれたケースを使いグループワークをしました。働きながら通学している生徒さんが主なので過労死を防ぐためには、「自分だったら」「同僚だったら」「親だったら」などと話も深まりました。

このような貴重な経験を通して、この生徒さんたちが安心して安全に8時間働いて暮らしていけるような社会にしていかなければと強く思いました。社会人を経験した息子が、親の背中を見ながら第二の人生に看護師を選択し夢途中で逝ってしまった息子への想いから、新人看護師はじめ新入社員への



グループワークの様子

方々が過労死することがないように啓発授業を通して過労死防止活動を発信していきたいと考えております。

発信するためには啓発授業に興味を示していただける学校探しや開催校探しが課題です。

時間がかかるかと思いますが、北海道でも家族の会の会員と弁護士などと協力して数多くの啓発授業ができるように開催していただける学校探しや広報活動、講師の拡充が必要と考えます。

自分の課題として、私自身が講師経験不十分のため一人でも多くの生徒さんに、より理解していただけるように、授業に使うパンフレットを作成することを目標に頑張りたいと思います。

【東京】遺族の講師の報告

渡辺 淳子

東京過労死を考える家族の会

2019年6月20日、栃木県JR小山駅前にある「白鷗大学」本キャンパス講義室において、とちぎ総合法律事務所の小倉弁護士が講師として「労働問題・労働条件に関する啓発授業」が行われました。法学部の3・4年生、既に就職先が決まった学生とこれから就職活動を開始する学生の約180名、これから直面する身近な事として、熱心に法律を学び労働問題に対しても高い関心を持って受講していました。

授業の後半部分15分を頂き、遺族発言を行いました。私の息子は働き始めて半年足らずの過労事故死であったこと。残業は80時間以下の月もあったが不規則な労働時間で疲労を蓄積していき、徐々に体力や判断力も低下してしまい、仕事も思うようにいけなくなっていた。息子が従事していた仕事の内容やメールや友人に話していたことなどで推測できる息子の思いを話しました。その一年後の命日に被告会社を提訴し、横浜地裁川崎支部での裁判の争

点や、和解勧告で橋本裁判長が公開法廷で司法の職責を宣言された、本文の一部を紹介しました。

私は学生に伝えたいこととして、睡眠の質や時間の重要性、月の残業時間の合計の上限が問題となっているが、私は毎日の勤務間インターバル規制が真の労働時間上限規制であると考えており、命を守るために違う視点でも考えて欲しい。EU勤務間インターバル最低基準を参考すれば、睡眠や休息の取り方を充実させ、仕事効率を上げながらも心身の健康を維持していけると信じている。法制化することで過労死の防止が可能になると考えていると話しました。

授業の最後に学生たちの意見としては、「この度の働き方改革で、残業が削減されて収入が減ることが考えられ、経済的に不安である」「心身が壊れる前に、お金がかからず相談しやすい窓口を知りたい」「有給休暇は自分だけのためではなく、労働者の権利として取るように心がけたい」「本校の法学部では一般企業に就職する学生が多いが、法律を勉強した者としての役割があるのではないのか考えた」「社会に出る前に、遺族の話を聞くことができ貴重な経験ができました。過労死を考える家族の会の皆様に感謝しま

す」などがありました。

小倉先生が学生の不安に対して、具体的な対応策をお話しされ、学生たちも心に刻んでいました。私は「命があれば何度でもやり直しができます。生きることに慎重であった息子も、疲労が限界まで達していたことで、辞める判断を先延ばしにして頑張っていました。どうか、一歩踏みとどまる余裕と勇気を持って、夢に向かって活躍していただくことを希望します」と締めくくりました。

大学へ啓発授業に招かれ、学生たちの希望と不安の表情を見る時、同じ年頃であった息子の表情と重なります。まさか、命を落とすことになるとは、息子自身も思ってもいないことだったでしょう。無念でなりません。

どうか、自分たちの生き方働き方を真摯に考え、実行して行く力を持つて頂きたい。遺族の話が彼らの人生において道しるべとなればと、祈りにも似た気持ちが湧き上がります。

【東京】中学生及び

高校生を対象にした

啓発授業

須田 洋平

弁護士（東京）

私は、過労死防止のための啓発授業が開始した頃から授業を担当しているが、これまでの授業の大半が中学生及び高校生を対象にしたものであった。そのため、10代半ばの生徒たちにかに分かりやすく、かつ、過労死が他人事ではないことを伝えるかに多くのエネルギーを割いてきた。

私の啓発授業では、必ず生徒たちに対し、「あなたのお父さんやお母さんは平日何時頃仕事から自宅に帰ってきますか？」「あなたのお父さんやお母さんは土曜日、日曜日、祝日に仕事をしていますか？」といった質問をする。そうすると、多くのことが分かる。まず、今の中学生及び高校生の両親の大半が共働きである。そして、半分くらいの生徒たちが、父親が帰宅するのは22時以降だと回答する。中には両親揃って帰宅が22時以降という生徒もいる。そして、休日に仕事をしてい

る両親が少なからずいるのである。しかも、生徒たちに両親が仕事のために自宅を出る時間を尋ねると、午前7時といった早い時間に出ていると話すのである。

その上で、午前8時30分から午後9分まで働き、昼休みが30分くらいしか取れない状況だと、たとえば休日出勤がなくても1か月の残業時間が80時間（いわゆる「過労死ライン」）を超えるという説明をすると、生徒たちの表情が急に変わる。それまで何処と無く他人事であった過労死の話が実は自分たちの両親にも深く関わるということを理解するのである。この話をした後に、遺族の方に話をしていただと、生徒たちがとても真剣に話を傾けるようになる。多くの場合、遺族の方の話の内容が生徒たち自身の両親の厳しい



啓発授業の講師を経験した
須田洋平弁護士

労働環境と共通しており、授業後に「私の父も亡くなった方と同じくらい仕事をしています。」という話を私たちにしてくる生徒もいる。そして、質疑応答に時間には、必ず「両親が過労死しないようにするために自分に何ができるのだろうか？」という質問を受けるのである。その際、私は「今日の話を今夜でも今度の週末でも良いので必ず両親にしてほしい。」と回答するようになっている。実際に生徒たちが両親の会社に対して直接アクションを起こすのはなかなか現実的ではない。しかし、生徒たちが啓発事業で学んだことを両親に伝えることで、両親は自らに過労死のリスクがあるということを認識することができ、自らのリスクを減らすためのアクションを取ることができるようになるからである。

直接のオーディエンス（聴衆）は教室の中だけかもしれないが、生徒たちが両親に話をすることで、間接的なオーディエンスは2倍にも3倍にもなる。そんな思いで今後も啓発授業を続けていきたい。

【愛知】過労死防止

啓発授業に参加して

森 悠

弁護士（愛知）

私は、昨年度、3校に過労死防止啓発授業を実施しに伺いました。いずれも公立高校で、うち1校は夜間学級でした。愛知においても、公立高校からの授業実施依頼が増えているとのこと。実施依頼の理由については、夜間学級の1校については、日中に就労をしている生徒が多ことから労働条件についての授業を、他の2校については、どちらも高校3年生のうち就職をする生徒を対象とする授業であることからこれから就労をするうえでの注意点を話してほしいとのことでした。

授業の進行は、最初に遺族の方にお話しいただき、その後に弁護士が話すというものでした。

遺族の方は、実際に出演されたNHKのニュースの特集映像を流しつつご自身の体験をお話しされ、心の健康についてもお話しされました。生徒は、遺族の方のお話しに真剣に耳を傾け、まさに刺さるような視線を向けながらお話を聞いていて、張り詰め

た空気ともいえる雰囲気の中で進行しました。

弁護士からは、最初に過労死の機序、労災についてお話ししました。過労死については、過重な労働を行えば、自己の意思に関わらず誰もがうつ病になり自死に至ることがあるということとを強調しました。労災については、怪我を負った場合などにも広く利用できることを強調しました。さらに、○×クイズ形式でワークルールの授業を行いました。○×クイズは好評で、眠気覚ましにもなつて良かったと思います(私の力不足ですが、遺族の方のお話しでは顔を上に向けていた生徒が弁護士の話になるとだんだん下を向いてしまうということがありました)。ワークルールについてどこまで話をするのかは、時間との関係で非常に悩ましかったですが、詰め込みすぎても何も残らないため、各テーマごとにポイントを説明するに留めるようにしました。そのうえで、これから就職を控えているクラスであれば採用内定取消しについて少し厚く説明するなど、生徒の属性に応じて比重を調整しました。

授業を振り返つての感想ですが、遺

族の方のお話から弁護士が話すという流れは、生徒の関心を最初に引きつけて予防の必要性を認識してもらったうえで知識面について学んでもらうことができるので、問題意識を持つてもらいつつ知識の吸収がされやすい状態で授業を受けてもらえるという意味で効率の良いものだったと思います。また、弁護士としては多くの知識を正確に理解してほしいがために突っ込んで話したい気持ちにもなりますが、弁護士にとってはごく当たり前のことを話しても、生徒からはためになったという意見が多く聞かれました。欲張り過ぎず、頭に留めてもらいたいポイントだけを押さえて話をするのが重要であると思いました。

これからも引き続き授業を担当させていただきたいと思いますが、いかに関心をもってもらい、少しでも多くの知識を持つて帰ってもらえるかということ意識して授業をしていきたいと考えています。

【大阪】 過労死防止 啓発授業の感想

山中 有里
弁護士(大阪)

昨年度は2校の過労死防止啓発授業を担当しました。いずれも特色のある学校で、1校は柔道整復師を養成する専門学校、もう1校は学生の多くが教員を目指す大学でした。両校ともに過労死のご遺族とペアで授業を行いました。

啓発授業は、過労死のご遺族が教壇に立つことに意義があると考えています。学生のみなさんに「過労死」が抽象的な遠い出来事ではなく、現実にあることだと認識してもらおう貴重な機会になるからです。自分の身を守る知識を学ぶことはもちろん、将来自分が上司や事業主になって誰かを悲しませることのないようにするためにも、自身にも関わる身近な問題であると認識してもらいたいと思っています。

このような考えから、啓発授業の前にはご遺族と打ち合わせを行い、ご遺族が学生たちに何を伝えたいかということを確認するようにしています。そして、ご遺族の話がよく伝わるように、

ご遺族の講演を授業の前半に行い、後半はご遺族の話に沿う形で労働法の知識等を伝えるように組み立てています。

授業が始まる前はざわついていた学生たちも、ご遺族の話が始まると引き込まれるように真剣に耳を傾けます。ご遺族は事前の準備も熱心にされますが、当日も学生たちの将来を考えて、一生懸命に話をされます。弁護士が知識や経験を伝えるだけの授業とは違う醍醐味があります。

授業後にも学生たちから質問が寄せられますが、専門学校では、将来独立を考えているという学生から、「労働法の勉強が必要だと思った。事業主として労働法の学ぶにはどういう方法があるか」という質問も出ました。学生たちの中には、将来事業主として人を雇う立場になる人もいます。社会に出る前に「過労死」という現実、労働法という法律の存在について知り、学ぶことへの意識づけができることも、過労死を防止する啓発授業の重要な役割ではないかと考えています。

大学では、学校教員の家族を亡くされたご遺族が教壇に立ちましたが、大学側からは学生が将来の進路を考えるうえで、学校教員の現実をよく知ってほしいという話もあり、ご遺族の話は

学生が進路を考える意味でも重要な役割を果たしたのではないかと思います。もちろん、現実を嘆くだけでなく、身を守る方法や現状を変える方法を知り、一緒に考える必要があります。これから啓発授業を通じて、学生たちには知識等を身につけてもらうとともに、過労死を防止する方法について一緒に考えを深めて行きたいと思っています。

【兵庫】啓発授業の講師を経験して

神田 季世子

社会保険労務士（兵庫）

私は、過労死等防止啓発授業が始まった平成28年度から講師として参加させていただいております。これまで高校、大学、そして専門学校へ講師として伺いました。

私の弟が40歳で脳梗塞を発症し、労災認定を受けて現在は障害補償年金を受給しながら障害者就労支援事業所Aで働いています。啓発授業への動機となっているのは、弟の子ども（私の姪甥）に過労疾病や過労死問題等について伝えたいとの思いから、また同

じ年頃の学生さん達に弟家族のような目に遭わないでほしいとの思いからです。働き過ぎで人は病気になるたり、命を落としてしまうことがあったりするのを知ってもらい。過労疾病で倒れた弟のような方が二度と出ないように。過労死等は予防できることだと伝えていきたいと思ったからです。

啓発授業で初めて訪問させていただいたのも、介護専門学校でした。専門学校では、お仕事に直結した資格取得、技能習得を目的としておられるので、業種、職種が絞られ、就職後の労働条件等が具体化しているので勤務シフト例や、夜勤業務、社会保障制度活用についてお伝えしました。実際に受けた質問も就職先が内定されている方から夜勤明け勤務についての質問でした。

2019年2月に、兵庫県社労士会所属であり、家族の会のメンバーでもある中野祥子さんと、姫路赤十字看護専門学校で講義させていただきました。前半は、中野さんから、ご主人がうめき声を上げて目の前で倒れた様子。病気になる原因。労災認定への道のりをお話してもらいました。中野さんはご主人が、現在復職されているものの毎日、体調に不安を抱えていることを伝えておられました。



姫路赤十字看護専門学校で講演する
中野祥子さん

私からは、人はなんのために働くのか。はたらくの語源が「傍（はた）」を楽（らく）にする」であり、幸せになるために働いているのだから。みなさん、小さい頃からなりたかった憧れの職業に就こうとしている今、看護師さんになるだけではなく、本当の夢を叶えるために知っていてもいいことだとお伝えしてから労働法等のお話をさせてもらっています。

平成30年度版 過労死等防止対策白書から医療・福祉等の中から看護師さんのデータを中心に現状紹介しました。講師依頼に際し、先生からは、過度に不安にならないように留意してほしいと言われていたため、実態と看護協会での取り組みなどを併せて紹介し、先輩看護師さんたちをはじめ病院も職場環境改善に取り組み始めている

ことをお伝えしました。

授業ではワークルールについてクイズ形式で皆さんに参加して考えてもらうようにしています。まずは、労働条件通知書や就業規則などのその職場毎のルールを知っておくこと。ご自身ももらった給与明細書は捨てないようにすること。そして、給与明細書は金額チェックはもとより、労働時間、夜勤回数等も注意して見返してもらうようにお伝えしました。

そのほか労働時間、休憩、休日、休暇等の原則と例外および改正点である、残業時間の上限規制、年次有給休暇の年5日取得義務等について説明をしました。年次有給休暇は心身のリフ



同校で講演する神田季世子さん

レッシュを目的としているのだから、疲れがたまる前に計画的に取得しておくのがおススメだという点もお伝えしました。

退職に関しては、トラブルの多いところなので必ずお伝えしている内容です。ただ、これから、夢と希望いっぱい抱いて社会にでていこうとする学生さん達に退職の話をしなければならぬのかということに多少躊躇しつつも「選択肢をいっぱい持つておくことが大事である」ということをお伝えしています。

加えてSTOP！過労死（厚生労働省発行）のパンフレットの疲労蓄積度セルフチェックと相談窓口をご紹介します。まずは友人と情報交換。家族に何でも話せるように普段からコミュニケーションを大事に。そして、無料相談の活用をお伝えするようにしています。

授業後のアンケートでは、「経験した話が聴けてよかった」「法律の改正など知らなかったことを知ることができよかった」「4月から社会人になることに不安があったけど、自分が何のために働くのかを考えることができ、少し不安が軽減された。」などの声をいただきました。看護師さんは、優しい方が多くアンケートは悪くは書きづ

らいのかもと思いつつ、過労疾病や過労死問題等の現状を知っておいてもらうきっかけにはなったと思っています。私は今後も積極的に啓発授業に取り組んで行きたいと考えています。

【愛媛】 啓発授業を担当して

長井 偉訓

愛媛大学名誉教授

私は一昨年より啓発授業を担当しています。その切っ掛けは、2017

年2月2日愛媛大学で行った啓発授業でした。初めてと言うこともあり、故森岡孝二先生を基調講演者として招聘しました。ご遺族の方が松山におられないか、探していたところ、松丸正弁護士が担当された「松山市役所新入所員過労自死事件」のご遺族である久保直純さん（四国過労死等を考える家族の会代表）を紹介されました。直接お会いし、お話しをお伺いした上で、啓発授業でのご報告をお願いしました。折角、森岡先生に来て頂くと言うことで、愛媛大学の公開講座として開講し、学生だけでなく、教職員並びに一般の方々にも案内しました。参加人

員は正確な記憶ではありませんが、約280名収容のホールがほぼ満席で立ち見も含めて300人超えていたのではないかと思います。

終了後、森岡先生より「愛媛は宜しくお願いします」という一言で、私が担当することになった次第です。

それから最近まで、久保さんと私とペアを組んで、啓発授業と「過労死等防止推進シンポジウム」での報告をしています。以下、主に私が担当してきた啓発授業の概要や狙い、今後の課題について報告させていただきます。

1 実績…これまで私の勤務先であった愛媛大学の他に、松山大学と高知大学で開催してきました。松山大学では、昨年から社会政策論担当の小田巻先生よりご依頼があり、前期と後期の授業でそれぞれ1コマ（90分）の授業を行いました。対象は主に経済学・経営学等の社会科学を専門とする2年生、4年生、約200名。今年も、7月10日に実施しました。

高知大学では、昨年7月に人事管理論担当の中川香代先生からご依頼があり、啓発授業を行いました。高知の場合には、男女共同参画推進室との連携で「第10回ワーク・ライフ・バランス講座」という名称で、「若者の過労死問題を考える」というテーマで報告

を行いました。対象は、学生の他、教職員と一般市民。参加者は約200名くらいだったと記憶しています。授業終了後、中川先生のゼミ生との座談会を行いました。学生から久保さんに対して、息子さんを自死に追い詰めた背景要因は何だったのかなどの質問が出され、それについて深い議論が交わされました。今年も9月に啓発授業を行う予定になっています。

愛媛大学では、社会政策論担当教員の体調不良のため、松山大学の小田巻先生と私が非常勤として同科目を担当しました。小田巻先生の啓発授業の内容は、前述の松山大学のそれと同じです。12月の暮れに集中講義として担当した私の授業では、まず久保さんにお話しをいただき、その後、愛媛労働局労働基準部監督課、労働組合（JMIU 愛媛地方本部）の方を招聘し、過労死防止への取組についてお話しして頂きました。とくに労働局の方のお話しは、過労死防止や労基法違反取締において、監督官としての経験談ということもあり、監督官志望の学生の参加もありました。

2 授業の形式と内容…最初に久保さんに15分程度お話しをいただき、それを受けて私が1時間程度講義をします。久保さんのお話や感想について

詳しくは、「過労死ニュース」第7号に掲載されていますので、そちらをご覧ください。私の講義概要や狙いについて、簡単に説明させて頂きます。

最初に、我が国の自殺者数の推移やその職業別・年齢別・原因別内訳のデータから、「勤務問題」が原因で自殺する人が少なくないという事実を統計的に確認する。

その上で、「なぜ若者は過労死するのか」という問いを設定し、その背景要因として、1) 現代の若者自身に問題があるのか、2) 使用者の労務管理に問題はないのか、3) 労働法や違法な働き方を取り締まるべき労働行政に問題はないか、4) 労働組合はその本来の役割を果たしているのか、5) 従業員の命よりも顧客優先の「顧客ファースト」の日本的経営に問題はないのか、6) 家庭よりも企業・仕事を優先してきた私たち日本人の働き方に問題はないか、あるいは過剰サービスを求める消費生活様式に問題はないか、7) 大学等の教育機関での「キャリア教育」に問題はないのか、という視点から問題提起する。

過労死問題を多角的な視点から構造的にアプローチするのは、この問題を「若者の自己責任」と切り捨てて意識が残念ながら学生自身にも見られるからです。そこで、電通の過労自死事件

を引き起こした1) 会社のずさんな労働時間管理の実態、2) 増大する仕事量に対して、業務量の削減や増員等の抜本的対策講じず、しかもサービス残業が横行していた実態、3) 上司による無神経なパワハラが常態化していたという実態を説明。その上でさらに、こうした過労死を生み出している職場環境が電通に留まらず、「顧客ファースト」を最優先してきた日本の経営により構造的に作り出されてきたのであり、現代の若者自身に問題があるわけではないことを理解させる。すこし専門的な切り口になりますが、対象が経済・経営系の学生なので、基礎的な知識を前提に話をしています。

最後に、今年4月に施行された働き方改革関連法案、とくに「時間外労働の上限規制」の持つ意義と限界、「高プロ制」の本質について説明し、「過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会」の実現に向けて、使用者、政府・労働基準行政、労働組合、教育機関が取り組むべき政策課題を明らかにすると共に、仕事や消費生活に対する国民一人一人の意識改革の重要性を強調した上で、ブラック企業の見分け方と対処法について説明する。

3 学生の反応とプログラムの組み方…受講生の「アンケート」を見ると、

私のような研究者の話よりも、はるかにご遺族のお話には説得力があることが分かる。会場によって、啓発授業のプログラムは多様に組まれているようですが、私の経験では、まずご遺族にお話し頂き、その上で専門家が各自の専門的知見から、過労死問題の背景要因並びに政策課題、そしてブラック企業に遭遇した場合の対処法を述べるのが効果的であるように思います。

4 今後の課題…「過労死ニュース」により、啓発授業をより発展させていくための様々な工夫を拝見させて頂いたが、とくに神奈川のような家族会、弁護士、大学の研究者が連携し、プロジェクトチームを作り、教材研究までされている超先進的事例を知る機会を得ることができました。愛媛の場合、個人的なコネクションにより啓発授業を少しずつ拡げてきたが、それには自ずと限界があります。とくに正規の専門科目の場合、大切な1コマ分を啓発授業に当てるとなると、その内容が担当教員のシラバスに明確に位置づけられていない場合には、まず不可能です。そうすると、授業科目の専門性と担当者とのコネクションに頼らざるを得ないのが現実であるが、諦めずに少しずつ開拓していこうと思っています。

<編集後記>

今号も、大変お忙しい中、執筆者の皆様にはたくさんの原稿をお寄せいただき、ありがとうございました。認定基準改定に向けた取組みの報告、過労死弁護士全国連絡会議の活動の報告、各地の家族の会防止センターの活動報告のほか、各地の啓発シンポや啓発授業について、多くのご報告をいただき、大変充実したニュースとなったことと存じます。

2019年は、働き方改革関連法や改正入管法の施行、パワーハラスメント防止法の成立など、情勢にも大きな動きがありました。過労死をめぐる状況は新たな段階に入ったと感じます。

過労死をなくすための取組みをより一層広げていきましょう。(清水 亮宏)